

○佐賀市産業支援プラザ条例施行規則

平成26年3月19日

規則第14号

改正 令和4年3月28日規則第19号

令和6年7月31日規則第33号

令和7年12月1日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市産業支援プラザ条例（平成25年佐賀市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 佐賀市産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）の施設ごとの開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(令6規則33・一部改正)

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定によりインキュベートルームの使用の許可を受けようとするもの（以下「インキュベートルーム申請者」という。）は、佐賀市産業支援プラザ使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は法人登記簿謄本

(2) 事業計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第5条第1項の規定によりセミナールームの使用の許可を受けようとするもの（以下「セミナールーム申請者」という。）は、市長が別に定める方法により市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請は、使用しようとする日の3月前（主に団体の内部の者を対象とする活動、営利を目的とする活動その他市長が別に定める活動のために使用する場合は2週間前）の日から行うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号

に定める日から申請を行うことができる。

(1) 佐賀県内の情報通信技術に関する専門的な知識若しくは技術を有する人材の育成又は産業の振興による地域経済の活性化を目的とした協定を本市と締結した企業等が、当該目的のために使用する場合 使用しようとする日の1年前の日

(2) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合で、かつ、前号の目的に適合する場合 使用しようとする日の1年前の日

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が必要と認める日

(令6規則33・旧第5条繰上・一部改正、令7規則56・一部改正)

(インキュベートルームの申請者の資格に係る業種)

第4条 条例第5条第3項に規定する規則で定める業種は、次の各号のいずれかの事業分野に関する業種とする。

(1) 情報通信関連分野

(2) 企業活動支援関連分野

(3) 環境関連分野

(4) 医療・福祉関連分野

(5) 生活文化関連分野

(6) 国際化関連分野

(7) 人材関連分野

(8) 新製造技術関連分野

(9) 流通・物流関連分野

(10) 住宅関連分野

(11) 都市環境整備関連分野

(12) 生物工学（バイオテクノロジー）関連分野

(13) 海洋関連分野

(14) 航空・宇宙関連分野

(15) エネルギー開発・エネルギー使用合理化関連分野

(令6規則33・旧第6条繰上・一部改正)

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、使用許可申請書を受理し、適当と認めたときは、使用を許可し、佐賀市産業支援プラザ使用許可書（以下「使用許可書」という。）をインキュベート

ルーム申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第3項の規定による申請を受理し、相当と認めるときは、使用を許可し、市長が別に定める方法によりセミナールーム申請者にその旨を通知するものとする。

(令6規則33・旧第7条繰上・一部改正)

(使用の変更及び取消し)

第6条 条例第5条第1項の許可(セミナールームの使用に係るものに限る。)を受けたものは、許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとする場合は、市長が別に定める方法により市長の許可を受けなければならない。

(令6規則33・追加)

(使用期間の制限)

第7条 次の各号に掲げるプラザの施設を連続して同一のものが使用する場合の使用期間は、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) セミナールーム(大) 3日間
- (2) セミナールーム(小) 7日間

(令6規則33・追加)

(インキュベートルームの使用許可の期間の更新)

第8条 条例第5条第5項の規定によりインキュベートルームの使用許可の期間の更新を受けようとするものは、当該期間が満了する1月前までに、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の使用許可申請書の提出があった場合は、速やかに更新を必要とする事由を審査し、更新を相当と認めるときは、使用許可書を交付するものとする。

(令6規則33・一部改正)

(使用料の納入)

第9条 条例第9条第2項の規定によるインキュベートルームの使用料の納入は、月額での支払とし、その期限は、使用の許可を受けたものが使用する月の前月の末日までとする。ただし、使用許可を受けた日の属する月の使用料の納入期限は、当該使用許可を受けた日の属する月の末日までとする。

- 2 条例第9条第2項の規定によるセミナールームの使用料は、前納とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(令6規則33・一部改正)

(使用料の免除)

第10条 条例第10条第1項の規定による使用料の全部又は一部の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市が主催し、又は共催する行事のために使用するとき 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額

2 使用料の全部又は一部の免除を受けようとするものは、佐賀市産業支援プラザ使用料減免申請書を使用許可申請書の提出又は第3条第3項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

(令6規則33・追加、令7規則56・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 条例第10条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき 全額

(2) 条例第8条第1項第3号の規定により、市長がプラザの管理運営上支障があると認めて使用許可を取り消したとき 市長が認める額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき 市長が認める額

2 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとするものは、佐賀市産業支援プラザ使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(令6規則33・旧第10条繰下・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、職員の管理運営上必要な指示に従わなければならない。

(令6規則33・旧第11条繰下)

(使用後の点検)

第13条 使用者は、その使用を終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(令6規則33・旧第12条繰下)

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令6規則33・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第19号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

附 則 (令和6年7月31日規則第33号)

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月1日規則第56号)

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(令6規則33・追加)

| 施設名 | 開館時間 | 休館日 |
|------------|---|--------------------------------------|
| 産業支援相談室 | 午前9時から午後5時30分 まで | (1) 休日 (2) 12月29日から 翌年1月3日までの日 |
| インキュベートルーム | 午前0時から午後12時まで | なし |
| セミナールーム | (1) 平日 午前8時30分 から午後10時まで (2) 休日 午前8時30分 から午後7時まで | 12月29日から翌年1月 3日までの日 |
| コワーキングスペース | 午前9時から午後5時30分 まで | (1) 休日 (2) 12月29日から 翌年1月3日までの日 |

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに土曜日及び日曜日をいう。